

1. 議事日程

〔平成22年第3回安芸高田市議会9月定例会第1日目〕

平成22年 9月10日
午前10時 開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 認定第1号 平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第2号 平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第3号 平成21年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第4号 平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第5号 平成21年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第6号 平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第7号 平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第8号 平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第9号 平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第10号 平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第11号 平成21年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第12号 平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第13号 平成21年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第14号 平成21年度安芸高田市水道事業決算の認定について |
| 日程第17 | 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第18 | 議案第73号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 日程第19 | 議案第74号 安芸高田市過疎地域自立促進計画の策定について |
| 日程第20 | 議案第75号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 | 議案第76号 財産の無償譲渡について |
| 日程第22 | 議案第77号 財産の無償貸付について |
| 日程第23 | 議案第78号 安芸高田市農業後継者育成支援基金条例 |
| 日程第24 | 議案第79号 安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例 |

- 日程第25 議案第80号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例
 日程第26 議案第81号 平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）
 日程第27 議案第82号 平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第28 議案第83号 平成22年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第1号）
 日程第29 議案第84号 平成22年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第30 議案第85号 平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第1号）
 日程第31 議案第86号 平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第32 議案第87号 平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第33 議案第88号 平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第34 議案第89号 平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第35 議案第90号 平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第36 議案第91号 平成22年度安芸高田市水道事業補正予算（第1号）
 日程第37 請願第1号 特措法に基づく基金の早期創設と口蹄疫被害の全面補償を求める請願書
 日程第38 請願第2号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願
 日程第39 請願第3号 免税軽油制度の継続を求める請願
 日程第40 請願第4号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める請願
 日程第41 発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
 日程第42 発議第4号 原爆「黒い雨」指定地域の拡大を求める意見書について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	前重昌敬	2番	石飛慶久
3番	児玉史則	4番	大下正幸
5番	和田一雄	6番	水戸眞悟
7番	先川和幸	8番	山根温子
9番	宍戸邦夫	10番	山本優
11番	前川正昭	12番	秋田雅朝
13番	赤川三郎	14番	青原敏治
15番	金行哲昭	16番	入本和男
17番	今村義照	18番	亀岡等
19番	塚本近	20番	藤井昌之

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

7番 先川和幸 8番 山根温子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	佐藤勝	総務企画部長	清水盤
市民部長	廣政克行	福祉保健部長兼福祉事務所長	重本邦明
産業振興部長	大野逸夫	建設部長兼公営企業部長	河野正治
教育次長	田丸孝二	消防長	光下正則
会計管理者	立田昭男	八千代支所長	藤本宏良
美土里支所長	岡田敦男	高宮支所長	宮木雅之
甲田支所長	箕越秀美	向原支所長	三上信行
総務課長	沖野文雄	行政経営課長	武岡隆文
政策企画課長	竹本峰昭	代表監査員	木原張登
監査委員事務局長	楨原秀克		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	佐々木清	事務局次長	外輪勇三
主査	森岡雅昭	主任	藤堂洋介



午前 10時00分 開会

○藤井議長 それでは皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年第3回安芸高田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。

佐々木事務局長。

○佐々木事務局長 それでは諸般の報告をいたします。

第1点、市長並びに教育委員長、代表監査委員より本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について1件の報告がありました。

第3点、市長より平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について、代表監査員の意見を付して提出がありました。なお、報告書及び審査意見書については先般議案と一緒に送付済みでございます。

第4点、監査委員より平成22年7月分例月出納検査の報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。

また、市長より議案の一部について誤りがあり、お手元に配付しておりますとお訂正の依頼がありました。会議規則第19条第1項の規定により議長において許可されましたので、議案を訂正していただきますようお願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。

○藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において7番先川和幸君、8番 山根温子さんを指名いたします。



日程第2 会期の決定

○藤井議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。15番 金行哲昭君。

○金行議会運営委員長 おはようございます。報告します。

平成22年第3回定例会の運営につきまして、去る8月10日、9月3日、9月6日及び9月9日に議会運営委員会を開き次のとおり決定いたしましたので報告いたします。

まず会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日から10月1

日までの22日間といたしました。議事の都合により9月11日から12日まで及び9月15日から9月30日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、認定14件、諮問1件、議案19件、請願4件、発議2件、計40件でございます。議案審議につきましてでございますが、認定第1号から認定第14号までの14件は一括して提案理由及び要点の説明、監査委員の報告を受け、質疑があれば質疑の後、9名で構成する決算審査特別委員会を設置してこれに付託することにいたしました。諮問1件につきましては、委員会付託を省略することにいたしました。議案第75号から議案第77号の3件につきましては、議事の都合上、一括議題とさせていただきます。議案第78号はお手元の付託表のとおり、提案理由の説明後質疑を受け、産業建設常任委員会へ付託することにいたしました。その他の議案につきましては委員会付託を省略することにいたしました。また請願4件につきましては、産業常任委員会へ付託することにいたしました。発議2件につきましては、委員会付託を省略することにしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、11人から通告がありましたので2日間の日程とし、通告順に9月13日に6人、14日に5人といたします。以上、報告を終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は22日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって会期は22日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

- |       |        |                                       |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第3  | 認定第1号  | 平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定について              |
| 日程第4  | 認定第2号  | 平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について        |
| 日程第5  | 認定第3号  | 平成21年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について          |
| 日程第6  | 認定第4号  | 平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について       |
| 日程第7  | 認定第5号  | 平成21年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について          |
| 日程第8  | 認定第6号  | 平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について        |
| 日程第9  | 認定第7号  | 平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について       |
| 日程第10 | 認定第8号  | 平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第9号  | 平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について      |
| 日程第12 | 認定第10号 | 平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算              |

の認定について

日程第13 認定第11号 平成21年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について

日程第14 認定第12号 平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について

日程第15 認定第13号 平成21年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について

日程第16 認定第14号 平成21年度安芸高田市水道事業決算の認定について

○藤井議長 日程第3、認定第1号「平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から日程第16、認定第14号「平成21年度安芸高田市水道事業決算の認定について」までの14件を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたし提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。本日、平成22年第3回定例会を招集させていただきましたところ、皆さん方御多用の中、御参集賜りまことにありがとうございます。この夏は連日の猛暑に加え、盆を過ぎても太平洋高気圧の影響を受け厳しい残暑が続きましたが、先日の台風通過後、やっと秋らしいさわやかな天候になりつつあるように思います。

猛暑による米の品質等への影響について報じられておりますが、本市においては今のところ総体的に昨年並みであるように伺っております。

また先般の梅雨前線による豪雨対応につきましては、議員の皆様方、消防団、市民の皆様方の協力で被害を最小限にとどめることができました。この場をかりまして厚く御礼を申し上げます。このたびの災害につきましては、職員が一丸となって早期復旧に努めてまいりたいと思っております。

さて、このたびの定例会は、平成21年度の決算認定議案14件、諮問1件、条例及び補正予算関係の議案19件を提出しております。昨日は、決算の概要につきまして説明を申し上げます。長時間にわたり終始一方的な説明で大変お疲れになったことと思っておりますが、引き続きどうぞよろしく願いをいたします。

それではまず認定第1号から認定第14号までの提案理由について御説明申し上げます。本案は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して平成21年度安芸高田市一般会計決算及び各特別会計決算並びに安芸高田市水道事業決算の認定を求めるものでございます。

認定第1号から認定第14号まで一括して説明させていただきます。まず最初に認定第1号、平成21年度安芸高田市一般会計決算は、歳入総額216億1,588万1,472円、歳出総額211億6,821万9,211円で、差し引き2億9,003万5,261円となりました。

次に認定第2号、平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算は、歳入総額35億9,144万16円、歳出総額35億1,647万7,293円で、差し引き

7,496万2,723円となりました。

次に認定第3号、平成21年度安芸高田市老人保健特別会計決算は、歳入総額1,730万5,426円、歳出総額1,422万5,035円で、差し引き308万391円となりました。

次に認定第4号、平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額3億8,766万3,187円、歳出総額3億7,888万9,906円で、差し引き877万3,281円となりました。

次に認定第5号、平成21年度安芸高田市介護保険特別会計決算は、歳入総額38億470万5,066円、歳出総額37億6,059万333円で、差し引き4,411万4,733円となりました。

次に認定第6号、平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計決算は、歳入総額4,507万7,540円、歳出総額4,441万953円で、差し引き66万6,587円となりました。

次に認定第7号、平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算は、歳入総額3億5,400万8,061円、歳出総額3億4,262万3,584円で、差し引き6,477円となりました。

次に認定第8号、平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算は、歳入総額5億4,041万5,393円、歳出総額5億2,262万9,199円で、差し引き8,194円となりました。

次に認定第9号、平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算は、歳入総額4億675万1,701円、歳出総額4億674万2,191円で、差し引き9,510円となりました。

次に認定第10号、平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算は、歳入総額2億3,458万5,826円、歳出総額2億3,456万6,019円で、差し引き1万9,807円となりました。

次に認定第11号、平成21年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算は、歳入総額949万6,839円、歳出総額949万6,333円で、差し引き506円となりました。

次に認定第12号、平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算は、歳入総額5億1,694万6,030円、歳出総額5億1,457万646円で、差し引き237万5,384円となりました。

次に認定第13号、平成21年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算は、歳入総額1,204万4,992円、歳出総額1,201万8,955円で、差し引き2万6,037円となりました。

次に認定第14号、平成21年度安芸高田市水道事業決算の収益的収入及び支出の決算額でございますが、収入額2億6,376万7,598円、支出額2億1,946万5,087円で当年度純利益は3,795万9,381円となりました。剰余金の処分でございますが、減債積立金として1,000万円、建設改良積立金として2,500万円、本年度新たに創設いたしました修繕積み立てへ500万円それぞれ予定しております。

次に、資本的収入及び支出の決算額でございますが、収入額2億3,829

万1,607円、支出額3億1,275万11円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,445万8,404円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額634万3,130円、過年度分損益勘定留保資金2,122万7,195円及び当年度損益勘定留保資金4,688万8,079円で補てんしたものでございます。以上14議案につきまして慎重に御審議くださり適切なる議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

次に監査委員から本14件に関する審査意見の報告を求めます。

監査委員 木原張登さん。

○木原代表監査委員 初めに、平成21年度安芸高田市各会計歳入歳出決算に関する審査意見につきまして御報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により安芸高田市長から審査に付されました平成21年度安芸高田市一般会計及び12の特別会計の歳入歳出について、7月23日から8月20日までの期間、今村監査委員とともに安芸高田市監査基準に基づき審査を実施いたしました。

審査は、決算及び附属書類について、計数の確認とともに予算の執行が合法的に行われているか、また、その会計処理が適正に行われたかどうかを主眼として行うとともに、普通会計による決算財政状況についても審査を行いました。

審査の結果、平成21年度各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつそれらの計数は関係諸帳簿及び証書類と符合して正確であることを認めました。また、各会計の歳入歳出予算の執行状況及び財産の管理状況についてもおおむね適正であると認めました。

なお、決算の概況、各会計の状況、財産に関する調書及び審査に当たっての意見はお手元に配付されております意見書に記載しておりますが、特に意見としては、1点目として未収金の効率的かつ効果的な収納対策について、2点目といたしまして不納欠損処分 of 厳正化、3点目といたしまして不用額の適正な処理について、4点目として行政評価制度の効果的な活用について、5点目として行政組織の連携強化について述べさせていただきました。

次に、平成21年度安芸高田市水道事業の決算に関する意見につきまして御報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により安芸高田市長から審査に付されました平成21年度安芸高田市水道事業の決算について、7月1日から8月5日までの期間、今村監査委員とともに例月出納検査を参考に安芸高田市監査委員監査基準に基づき審査を実施いたしました。

審査は、決算及び附属書類について、計数の正確性を検証するとともに関係法令に準拠して作成され事業の経営成績及び財政状況を適正にあらわしているかどうかを主眼として経営環境の類似した団体との比較検討を行いました。



審査の結果、審査に付された決算及び附属書類は、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確で当年度の経営成績及び当年度末の財政状況を明瞭に表示しているものと認めました。また、経営の成績や財務の状況を経営指標によって分析しましたところ、特に問題となる事項は見受けられませんでした。

なお、事業の成績、予算執行の状況、経営成績及び財政状態などはお手元に配付されております意見書に記載しておりますが、特に意見といたしましては、設備更新を含めた総合的な管理計画を立て効率効果的な事業運営と施設管理の包括民営化のスムーズな移行について述べさせていただきます。

次に、安芸高田市健全化判断比率等に関する意見につきまして御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により安芸高田市から審査に付されました平成21年度安芸高田市健全化判断比率等について、今村監査員と審査を実施いたしました。審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令等に準拠して算定されているか、またその算定の基礎となる書類を適正に作成されているかを検証し、関係資料の照合を行いました。

審査の結果、法令に準拠して算定されており、また書類は適正に作成されていることを認めました。

終わりに、当市を取り巻く社会経済環境は、人口の減少や高齢化の進行などにより大きく変化し、行政需要も多様化・高度化する中、健全な財政経営を目指し効率的な施策を展開する必要があると考えております。お太助ワゴンや市民総ヘルパー構想など独自の行政サービスを進められておまして、市民と行政の協働による市民参画のまちづくりを推進しておられます。これまで以上に市民ニーズに沿った事業を展開し、市政の発展と住民福祉の増進に寄与することを期待いたしまして決算審査意見の報告とさせていただきます。

○藤井議長 以上で審査意見の報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員 平成21年度安芸高田市各会計歳入歳出決算審査意見書を総括して安芸高田市木原代表監査員にお伺いします。

決算審査が以前は11月を9月定例に運ばれたことは執行部並びに監査員の努力、また議会の要望だったことは既に皆さん方御承知と思っております。当市も合併7年目に入っており、合併特例債の終了や景気の低迷など財政運営により知恵を絞っていく必要があると思っております。その中で監査制度は、財産、経営を第三者的に分析し助言を与える機関としてその役割は財政面において大きな役割を持っていると思います。また、地方自治法においては改めて言うまでもございませんが、地方公共団体はその事務を執行するに当たっては、住民福祉の増進に努めると

ともに、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならないとあります。昨今、全国的に自治体の経営における財政の健全化が叫ばれており、監査委員における苦勞も多いと思いますが、代表監査委員として現状の課題と監査委員制度の今後の動向についてお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

監査委員 木原張登君。

○木原代表監査委員 2件の御質問をいただきました。現状の課題と監査委員制度の今後の動向ということでございます。

現状の課題でございますけれども、当市を取り巻く環境というのは、経済情勢とかいろいろな面を含め依然として厳しい状態にあるというのはつくづく思っております。その中で監査委員の役割というのが監査の結果を市長や議会に御報告し市民にも公表するというところで、行政の公平性とか透明性、そういったものを高め、行政が市民の信頼を得るようになるということが大きな目的だと考えております。こうした中では、合併7年目を迎えて、当市は財政の健全化ですとか総合計画の推進などで行財政改革というものに取り組んでおられます。こういった事業に対する市民の関心は非常に高いものがありまして、私たちも引き続き公正性とか透明化とか、そういったものの推進に私たちの役割と責任はますます大きくなっておりまして、これらの重責をどのように果たすかということが私にとっての現状の課題と考えております。

それから今後の動向ですけれども、監査制度というものが大きく変わったのが、平成10年に外部監査制度というものが入りまして、これは政令指定都市とかそれから中核市、人口30万人以上の中核市においては外部監査を入れなさいということで、監査法人ですとか公認会計士とかいった方の監査を受けなさいということがありました。今回これらが十分機能しているのかどうかということで、ただいま国の方で地方自治制度の改革を目的としました地方行財政検討会議というのが議論されております。これはことしの1月に発足した会議で、議長が原口総務大臣、それからメンバーには学識経験者とか首長さん、岩手県知事さんとか仙台市長さんとか鹿児島県議会議長さんとか、そういった方々がメンバーとなって監査制度とか行財政関係を今後どういうふうに持っていこうかということを検討されております。内容は、監査委員制度というものをゼロベースで考えようということで、実際には監査委員をなくして外部監査だけにしようとか、あるいは監査事務局を共同化して各地方公共団体は共同して機関を設置して経費を安く上げようとか、そういったようなことを検討されておられて、実際にはこの11月ぐらいに検討結果が出されて論点整理が行われ、できれば来年初めの通常国会に上程したいというふうなことを最近の情報としていただいております。私たちとしましては、この会議の動向というものを見きわめまして、それからどういうふうに持っていこうかというのを検討するべきではないかなと思っております。今後の動向につきまして雑駁ですけれども、回答になったかど

うかわかりませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本14件につきましては、委員会条例第6条の規定  
によって9名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付  
託して審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませ  
んか。  
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって本14件につきましては、9名の委員で  
構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに  
決定いたしました。  
お諮りいたします。ただいま設置した決算審査特別委員会の委員につ  
いては、委員会条例第8条第1項の規定により、1番 前重昌敬君、2番  
石飛慶久君、3番 児玉史則君、5番 和田一雄君、6番 水戸眞悟君、8  
番 山根温子さん、10番 山本優君、13番 赤川三郎君、16番 入本和  
男君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました9名の諸君  
を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。  
ここで10時45分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時32分 休憩

午前 10時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
この際、次の日程に入るのに先立ち先ほど設置いたしました決算審査  
特別委員会の正副委員長の互選の結果が通知されていますので、御報告  
いたします。委員長に赤川三郎君、副委員長に山根温子さん、以上でご  
ざいます。

~~~~~○~~~~~

日程第17 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いて

○藤井議長 日程第17、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由
を御説明申し上げます。

諮問第4号は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣

に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

現委員である本田清美委員の任期が本年12月31日をもって満了を迎えることから、後任候補者として引き続き本田清美さんを推薦するものであります。本田清美委員は、平成11年から4期10年間、人権擁護委員を務められ、これまでの人権相談や人権の花運動など主体的に人権擁護活動に携わっていただいております。人権問題を十分認識しておられ、引き続き熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断しております。御審議の上、適切なる御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。
これより諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を採決いたします。
本件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ありませんか。
(異議なし)

- 藤井議長 御異議なしと認めます。よって本件は諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。



日程第18 議案第73号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

- 藤井議長 日程18、議案第73号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第73号「辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定について」提案理由を御説明いたします。

辺地に係る公共施設の総合整備計画は、5年間を一区切りとするもので、計画事業を実施するための財源には辺地債を充当するものでございます。本案は、平成17年度に策定いたしました辺地総合計画の計画年度が昨年末で終了したことに伴い前回の計画内容を継承して策定するものであります。なお、計画の期間は今年度から平成26年度までの5年間です。市内におきまして総合整備計画を策定している辺地は高宮町船木の島之尾地域で、具体的には林道天王山線の開設事業でございます。この計画に基づき当該辺地における森林保育作業の軽減化及び住民の生活の利便性の向上を目指し、引き続き事業を推進するものでございます。慎重に御審議くださり適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

- 清水総務企画部長 それでは議案第73号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に

ついて」の要点を御説明申し上げます。

島之尾地区辺地総合計画におきましては、旧高宮町において平成12年の9月定例会、議案第80号により議決を得平成14年度より事業を実施してまいってきておるところでございます。本計画は平成14年度から平成22年度で林道開設1,000メートル、幅員4メートルを総事業費2億円で整備する計画でしたが、財政状況の悪化等の理由により広島県からの補助金が減額され、市としましても事業ペースを落とさざるを得なくなった状況でございます。本事業は、保育作業の軽減化を図るとともに、下船木地域と高北地区広域農道との接続による生活利便性の向上に寄与することを目的としておるところでございます。本市といたしましては、平成26年度まで計画を延長し引き続き林道天王山線開設事業の完了を目指してまいりたいと考えております。

辺地総合計画は5年間を一区切りとする計画でございまして、財源に辺地債を充当するため、前回計画いたしました平成17年から平成21年度に引き続きまして平成22年度から26年度までの5年間について計画策定をするものでございます。

資料のほうで辺地の公共的総合整備計画の策定ということで資料をつけさせていただいております。1ページのほうには、市内の辺地の状況を掲げております。市内で辺地箇所が21地域でございます。辺地人口で申し上げますと、全体で1,878名という状況でございます。

次に、辺地の分布図を添付しております。このたびの該当しております島之尾辺地は図上で申し上げますと、上段の一番右側の上から2段目に位置しておりますが、島之尾辺地ということで林道天王山線開設という吹き出しをしておるところの位置でございます。以上で要点の説明を終わります。

- 藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第73号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」の件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。



日程第19 議案第74号 安芸高田市過疎地域自立促進計画の策定について

○藤井議長 日程第19、議案第74号「安芸高田市過疎地域自立促進計画の策定について」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第74号「安芸高田市過疎地域自立促進計画の策定について」提案理由を説明いたします。

御承知のとおり、過疎地域自立促進特別措置法は本年3月で失効いたしました。諸情勢及び地域のニーズにより過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成27年度までの時限立法として本年3月に公布、4月1日に施行されたところであります。

本市は合併後いわゆるみなし過疎地域として区分されてきましたが、改正された過疎後のもとでは純然たる過疎地域の要件を満たすことになりました。また、このたびの法改正により過疎対策事業の対象がハード事業のみならずソフト事業も加え拡充されたところであります。このことを受け前回計画に引き続き、さらに時代に対応した本市にとって実効性のある計画を策定するものであります。なお、計画の期間は本年度から平成27年度までの6年間でございます。

慎重に御審議を賜り適切なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは議案第74号の「安芸高田市過疎地域自立促進計画の策定について」の要点の御説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法は、今年3月をもって期限の失効を迎えたところでございます。しかしながら、過疎地域の置かれた厳しい現状を踏まえ、時代に対応した新たな過疎対策法を必要とする各地域からの強い要望によりまして、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が本年3月に公布されたところでございます。4月1日に現行過疎法が拡充されまして、6年間の延長を見たところでございます。

これまで本市におきましては合併後の市町村のすべてが過疎地域とみなされるみなし過疎地域とされてきましたが、改定によりまして新たな過疎法では純然たる過疎地域の要件を満たしたところでございます。つきましては、現行過疎法の拡充延長に伴い、時代に対応した新たな過疎対策のあり方を踏まえ、本市の実情に応じた実効性のある過疎計画について前回の計画、平成17年から平成21年度に引き続きまして平成22年度から27年度までの6年間について計画策定をするものでございます。計画につきましては、別添として計画書を添付させていただいております。また、先ほども市長のほうでも提案理由の中でもございました

ように、このたびの延長6年間の間ではソフト事業についても対象ということになっておりますので、別添として計画分のソフト事業についても掲載をしたところでございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

18番 亀岡等君。

○亀岡議員 この過疎地域自立促進計画であります、内容が非常に広範にわたっておりますので、限られた面ですね、1点ほどお伺いしておきたいと思っております。

交通通信体系の整備また情報化及び地域間交流の促進というところがございまして、今日社会の常識としまして情報化の関係では非常に時代の要請でありまして、申し上げるまでもないところでありますが、地域によりましては、市内でもその整備に大変な事業費がかかるというような実態もあります。しかしながら、申し上げますように、これからの社会的要請がありますので基本的には全市民一人残らずこの情報化整備計画の行き渡る、恩恵が行き渡ると言いますか、そういった考え方でやっていただくということにももちろんなるのは当然であります、そういう考え方で取り組まれるであろうと思っております、その点はいかがでございでしょうか。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 情報化についての御質問でございますけど、現在安芸高田市、県内において光ファイバーによる情報ネットは非常におくれております。本市と加計町と庄原ぐらいしか残ってないと思っております。今後こういうことは一般的な行政の常識にもなりかねんと思っております。このことは非常に将来の安芸高田市の防災とか安心安全につながる事業なので、実施に当たっては全市に行き渡るようなシステムの構築を図っていきたく思っております。今現在その構築について財政的な面、また効果の面について検討しておりますので前向きに考えていきたいと思うので御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑ありませんか。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 過疎法が本年度よりまた5年間、市長の強力な努力によりまた延びたようで、過疎地がいいか悪いか言うたらまた考えは我が市が過疎いうたら何か寂しいようですが、現実にはそうであるならできるところだけ全部利用して御当地をよくしてもらいたい、我々もしなくてははいけない。辺地でも御当地はやっぱりここに出てるようにいろいろございまして。今回またソフト面でもいろいろ課題も出ておりますが、これを5年間でやる市長の意気込みを聞きたいのでございまして。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この過疎法制定に当たりましては、私言われたんですけど、議員の皆様方にも一緒に陳情をしてもらいまして、非常に安芸高田市が過疎の適用になるかならんかのボーダーラインにおったということでございます。皆さんの協力のたまものでございます。

なった以上は、財政的に非常に有利な話でございますので、こういうところは今の合併特例の支援とかありますので、十分に活用して市民の負託にこたえるべき事業の展開を図ってもらいたいと思います。お金を残すのが能じゃなくて、いかに市民の方々にサービスの向上を目指すかが目的でございますので、この過疎法を十分に生かしてまいりたいと。特にハードからソフト事業の対象になりましたけど、地域医療とか地域交通とか、そういうソフト事業にも対応できるようになりますので、この利点も十分に生かして市民の負託にこたえるように頑張ってもらいたいと、かように思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
17番 今村義照君。

○今村議員 現実にはこれまでの過疎地域のあり方が全市にわたって、この計画を新たに作成するということになりました。中身を拝見しますと、ソフト分も含めて、これまで長期総合計画の中で問われてきた中身とほとんど中身は同じだろうというふうに思うわけです。さすれば長期総合計画の後期分に当たる実施計画をより具体的な形で進めるのがこの過疎地域自立促進を兼ねて、さらに効果的な形で行政が進むのではなかろうかというふうに考えるわけです。そこで改めまして、これからの過疎地域自立促進計画とそれから長期総合計画との絡みの中で特に市長がこの点についての政策を展開したいんだという点があればそこら辺の御意見をお伺いしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 合併のときの建設計画とか長期総合計画とかこういう大きな計画との整合性はもちろんのことでございます。先般の議会でも説明申し上げましたが、全体の計画を現在の社会的状況を踏まえて一応見直そうというのは考えるところでございます。そのときには、テーマは高齢化社会における今の年寄りをどういうふうに守っていくかというような少子高齢化の問題が大きな柱になると思います。この問題を十分、合併時にも話されたとお思いますけど、現在の社会状況、政府の状況など変わった状況を踏まえて、ちゃんとした実が実るように変更していきたいと、かように思っております。

それから今の政府さんはコンクリートから人へとおっしゃいますけど、またコンクリートでもまだ未整備のところもございます。安芸高田市バージョンで要るものは要るんだという概念に立って計画の見直しを図っ

ていきたいと思ひます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

17番 今村義照君。

○今村議員 さすればですね、見直し論が早急に示されるべきだろうと思ひわけ
でございます。これまでいろいろな形で質問を重ねてきましたが、そこら
辺で一応いつごろに具体的な見直しの計画ができ上がるのか、その見通し
についてお伺いをしたいと思ひます。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私も市長就任して2年半になりました。一応、次の展開を図るべき
ときにはそういう目安が要るので、おおむねここ1年ぐらいおっかけて
そういう方向性を出していきたいと、かように思っております。来年の
このごろにはある程度方向性を出して、お約束したとおりにはならん
と思ひますけど、いかに市民の方々、議会の皆さん方の意見を酌み取っ
ていけるかということでございますので慎重にやっていきたいと思っ
ております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思ひます。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号「安芸高田市過疎地域自立促進計画の策定につい
て」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第75号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改  
正する条例

日程第21 議案第76号 財産の無償譲渡について

日程第22 議案第77号 財産の無償貸付について

○藤井議長 日程第20、議案第75号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一  
部を改正する条例」から日程第22、議案第77号「財産の無償貸付につい  
て」の件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたし提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第75号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」、議案第76号「財産の無償譲渡について」、議案第77号「財産の無償貸付について」の提案理由を御説明申し上げます。

最初に議案第75号は、この間取り組みを進めております行政改革推進計画に基づく地区集会所の地元譲渡についてその手続が完了したことに伴う関係条例の改正でございます。今回吉田町の千川集会所及び八千代町の下土師中集会所を地元へ無償譲渡する手続が終了したことに伴い、安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の別表に規定している千川集会所及び下土師中集会所を削除するものであります。

次に議案第76号は、議案75号に関連し地元へ譲渡する千川集会所及び下土師中集会所を地域の財産として有効に活用していただくため、地元の団体へ無償で譲渡いたしたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に議案第77号は、議案76号と関連し今回地元へ譲渡する千川集会所及び下土師中集会所の敷地がそれぞれ市有地であることから、市有地を譲渡先に無償で貸し付けたく地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。以上、慎重に御審議をしてくださり適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは議案第75号、第76号、第77号の要点について御説明申し上げます。

市の地区集会所につきましては、これまでの行政改革推進実施計画の管理の見直し整理により地域での管理に移行を随時してきておるところでございます。現在、譲渡対象集会所と位置づけた69施設につきましては、地域へ無償で譲渡し維持管理を地域で行っていただくようこれまで進めてきております。また、地域へ無償譲渡する際、集会所の敷地が安芸高田市所有の場合は財務規則第164条の規定によりまして、30年を限度といたしまして地域へ無償で貸し付けを行ってきております。

今回提案をしております議案は、吉田町の千川老人集会所並びに八千代町の下土師中集会所の2カ所でございます。議案につきましては、先ほど市長のほうから提案理由として説明申し上げましたように、75号で設管条例でございます2カ所の集会所の削除、それから76号におきましては財産の無償譲渡、千川老人集会所と下土師中集会所の譲渡の議案、それから77号につきましては、この2カ所の土地が市有地ということでございまして、市の土地を無償で貸し付けをするという議案の内容でございます。

また説明資料議案第76号の関係分ですが、譲渡状況を示す資料の内容でございます。全体の譲渡状況は合計64施設となりまして、譲渡の進捗

率は92.8%という状況でございます。残っておりますのは、今回の2カ所の提案を含めまして吉田町と八千代町の5集会施設という状況でございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番 山本優君。

○山本議員

未譲渡地域の八千代町の北原集会所でございますが、これはあそこに市の処理場の誘致するときの条件として、何か市との契約があったように聞いておりますが、その点の中身について地元との交渉はどのようになっているのか聞かせていただきたいと思っております。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長

御質疑の詳しい地元との状況につきましては、私のほうで持ち合わせておりませんが、順次地元との協議をそれぞれ残りの3地区につきましては進めさせていただいてきておるという状況でございます。過去においてそれぞれの歴史状況等があると思っておりますので、そういったところにつきましては、十分地元との協議を調べさせていただいて双方了解のもとに方向性を出していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」から議案第77号「財産の無償貸付について」の件までの3件を起立により一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第78号 安芸高田市農業後継者育成支援基金条例

○藤井議長

日程第23、議案第78号「安芸高田市農業後継者育成支援基金条例」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第78号「安芸高田市農業後継者育成支援基金条例」について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、大変深刻な農業後継者不足を解消するため安芸高田市の将来の農業を支える担い手や地域営農のリーダーの役割を担う人材育成に必要な経費の財源に充てるため、安芸高田市農業後継者育成支援基金を設置するものであります。安芸高田市とJA広島北部が連携をいたし、農業関係教育機関の就学支援や卒業後の現場実務研修、その後の新規就農時まで一貫して支援をしまいたいと考えております。慎重に御審議を賜り適切なる議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

19番 塚本近君。

○塚本議員 ただいま趣旨説明がありましたが、大変結構な制度を取り入れていただいたというふうには感じております。しかし育成対象者について今後選考基準と申しますか、その辺はどのように、また希望者がたくさんおられたときにはどのような基準でこの事業にのせていくのか。例えばたくさん農業、将来の農業を夢みて若者が殺到したときに、例えばそれで選考基準から漏れたとかいうようなことがあって農業に対する失墜を感じるようなことがまたあってもいけませんし、そこらのところはどのような選考基準を持ってやられようとしておるのか、また対象者が、高校名が書いてありますけれども、それ以外の高校については25歳以下の対象者というところの中でカバーされるのかなというふうには思いますけれども、安芸高田市出身で例えば広島市内の高校に入学され卒業された子どもたちは対象にならないのかどうか、それは25歳以下の対象者の中に入るのかどうか、そのあたりについてお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 応募がたくさんあった場合はJA北部と安芸高田市とで面接を行いたいと思っております。それで将来を担う意欲とかそういうことを中心に選考をしまいたいと思っております。

それから適用範囲の拡大につきましては、当面10月からの学校の進学者とか農業大学へ行く者とかいうことを限定してはありますが、細部につきましてはまたこれから詰めていかなきゃいけない話だと思います。まだしっかりとした、この場合はどうかというのは当面安芸高田市内においてやっぱり意欲のある方ということで限定しております。将来に向かっては範囲を拡大していこうと思っております。JAとの話はおおむね二、三名程度じゃないかと今思っております。非常にそれにしても、まだ新しい制度なので、ようけ応募者があるようじゃなかったら、またそれなりに広げていきたいと思っております。まずは、安芸高田市を担う元気のある人がようけおってなら、それにこしたことはないんで、そういうことを願っ

ております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
本案については、お手元の付託表のとおり産業建設常任委員会に付託して審議することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第79号 安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第24、議案第79号「安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし提出者から提案理由の説明を求めます。市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第79号「安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行うため議会の議決を求めるものであります。慎重に御審議を賜り適切なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
続いて消防長から要点の説明を求めます。  
消防長 光下正則君。

○光下消防長 「安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例」について要点の御説明を申し上げます。

今回の改正は、今般特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等に係る審査技術や方法の向上により審査時間の短縮が認められ、審査業務の効率が図られたことから地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、当該タンクの設置許可等に係る手数料の額がおおむね9%下げられたものによるものでございます。当管内に該当する施設はございませんが、今後社会情勢によって設置される場合もありますし、定めるものでございます。県内では現在大竹、江田島等にあります巨大な貯蔵施設でございまして、こういった施設はこの管内にはございません。以上で説明を終わらせていただきます。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第79号「安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第80号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

- 藤井議長 日程25、議案第80号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし提出者から提案理由の説明を求めます。市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第80号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」について提案理由の御説明をいたします。

本案は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うため議会の議決を求めるものであります。慎重に御審議賜り適切なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります
続いて消防長から要点の説明を求めます。

消防長 光下正則君。

- 光下消防長 「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」について要点の説明を申し上げます。

今回の改正は、住宅用防災警報器等の設置の免除について複合型居住施設用自動火災報知設備の実用化及び商品化に向けた技術開発が進んだことを踏まえ、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める条例に新たに自動火災報知設備としての種類が追加されたことから所要の改正をするものでございます。

内容といたしましては、複合型居住施設、要するにグループホームであるとか老人施設向けの自動火災報知機設備の実用化の商品ができて、これを設置すれば通常の住宅用火災報知機はつけなくてもよいという改正でございます。以上で要点の説明を終わります。

- 藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第81号 平成22年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)

○藤井議長 日程第26、議案第81号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第81号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)」について提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億8,972万1,000円を追加し、予算の総額を241億7,993万1,000円とするものでございます。

歳入につきましては、地方交付税1億4,485万7,000円、分担金及び負担金2,343万円、使用料及び手数料93万9,000円、国庫支出金1億7,740万9,000円、県支出金1億3,516万6,000円、財産収入1,764万5,000円、寄附金200万円、諸収入4,247万5,000円、市債2億4,580万円をそれぞれ追加するものでございます。歳出につきましては、議会費979万2,000円、総務費1億3,071万円、民生費2,390万8,000円、衛生費1,253万円、農林水産業費1億271万円、消防費1,703万7,000円、教育費2,678万円、災害復旧費4億6,962万1,000円をそれぞれ追加し、商工費132万3,000円、土木費204万4,000円をそれぞれ減額するものであります。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を44億4,620万円と定めるものであります。以上、慎重に御審議を賜り適切なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは議案第81号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)」について要点の御説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、主には6月、7月の梅雨前線豪雨災害の本復旧に伴います経費の補正と4月1日発令の職員人事異動に伴う各費目間の職員人件費の調整でございます。

それでは一般会計補正予算(第3号)の要点の説明を申し上げます。

10ページ、11ページをお開きください。まず歳入でございますが、10

款の地方交付税につきましては1億4,485万7,000円の増額でございます。これは普通交付税の本算定に伴う額の確定によるもので、当初予算では前年度交付比で5.2%の増を見込んでおりましたが、本算定の結果、平成22年度の普通交付税交付額は92億4,485万7,000円で前年度の交付額と比較して4億8,896万6,000円、5.6%の増となっております。

12款の分担金及び負担金、1項の分担金、1目の農林水産業費分担金1,062万5,000円の増額は、小規模崩壊地復旧事業に伴う受益者分担金の追加でございます。2目の災害復旧費分担金1,280万5,000円の増額は、6月及び7月の梅雨前線豪雨によります農地及び農業用施設災害復旧事業に伴う受益者分担金の追加でございます。

13款の使用料及び手数料、1項の使用料、6目の土木使用料93万9,000円の増額は道路占用料100万円の追加が主なものでございます。

14款の国庫支出金、1項の国庫負担金、1目の民生費国庫負担金は、子ども手当支給事業に係る児童手当負担金を子ども手当費負担金へ8,891万6,000円財源組み替えをするものでございます。2目の災害復旧費国庫負担金1億7,469万9,000円の増額は、土木災害復旧費に係る負担金の追加でございます。2項の国庫補助金243万6,000円の増額は、5目の土木国庫補助金の地域活力創造交付金228万円の追加が主なものでございます。3項の委託金、2目の教育費国庫委託金24万7,000円の増額は、学力の把握調査研究事業費の増に伴う学校教育費委託金の追加でございます。

15款の県支出金、1項の県負担金、2目の民生費県負担金は、国庫支出金同様に子ども手当支給事業に係ります児童手当費県負担金を子ども手当県負担金へ5,211万円財源組み替えをするものでございます。12ページ、13ページをお願いいたします。2項の県補助金1億3,215万7,000円の増額でございます。主なものは2目の民生費県補助金が地域子育て支援事業費の追加による1,314万7,000円の増、5目の農林水産業費県補助金が治山事業費の追加による2,175万円の増、また7目の災害復旧費県補助金が農林水産施設等災害復旧事業費の追加による9,480万円の増額でございます。3項の委託金300万9,000円の増額は、民生費の認知症に優しい地域づくり推進事業費、教育費の学力向上研究推進事業費及び豊かな体験活動推進事業費の追加による増でございます。

16款の財産収入、2項の財産売払収入、1目の不動産売払収入1,764万5,000円の増額は、主要地方道吉田邑南線歩道改築工事に伴う郡山住宅敷地内の物件移転補償費の増が主なものでございます。

17款の寄附金、1項の寄附金、1目の一般寄附金200万円の増額は、学校教育事業指定寄附金の追加でございます。

20款の諸収入、5項の雑入、4目の雑入の4,247万5,000円の増額は、自治振興関係のコミュニティ助成事業助成金580万円、地域営農関係の農業後継者育成支援基金創設に係る農業育成者支援負担金2,000万円、戸別所得補償制度に係る事業助成金1,277万5,000円、また地域共創ビジネス支援事業助成が350万円の追加が主なものでございます。



14ページ、15ページをお願いいたします。21款の市債、1項の市債でございますが、8目の特別会計繰出債390万円の増額は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に充当するものでございます。9目の臨時財政対策債1億67万円の増額は、普通交付税の確定に伴うものでございます。10目の災害復旧費1億3,520万円の増額は、農林災害復旧事業費に4,800万円、土木災害復旧事業費に8,720万円充当するものでございます。

続きまして歳出でございますが、冒頭に申し上げましたとおり各費目で職員人件費の調整を行っております。その他経常経費の少額の増額もでございますが、主なもののみ説明欄により説明をさせていただきます。16、17ページをお願いいたします。1款の議会費の979万2,000円の増額は職員人件費の調整でございます。

2款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費1,461万5,000円の減額は、職員人件費の調整と行政改革推進事業費67万5,000円の増で、第2次行政改革懇話会開催経費の追加と公共サービス改革法に定める窓口業務等民間活力導入に関する調査業務委託料を追加するものでございます。5目の財産管理費は344万9,000円の増額でございます。公有財産管理費225万2,000円の増額は、高宮えのき団地分譲に伴う給排水設備及び舗装工事費と甲田町古井出集会所駐車場用地取得費の追加が主なものでございます。駐車管理費111万5,000円の増額は、八千代支所前駐車場用地借上料を公有財産管理費からの組み替えと省エネ法改正に伴うエネルギー管理士管理講習会受講負担金を追加するものでございます。18、19ページをお願いいたします。地域活動拠点施設費108万2,000円の増額は、基幹集会所等の修繕に伴う費用を追加するものでございます。6目の基金管理費4,000万円の増額は、農業後継者育成支援基金の積立金を新規計上するものでございます。7目の企画費6,017万3,000円の増額は、葬斎場施設整備事業費の6,000万円の増額が主なもので、主要地方道吉田邑南線歩道改築に伴う建物、立木、電柱、光ケーブル等の物件移転補償費を追加するものでございます。10目の諸費は1,370万4,000円の増額でございます。主なものは防犯灯施設管理事業費の1,404万円の増額でございます。防犯灯の維持管理につきましては、今年度きめ細かな臨時交付金で市管理分480基、地元管理分のうち市が1回分維持管理を行うもの473基のうち191基を長寿命のLEDに切りかえる事業を実施しております。来年度から中国電力の球がえ手間が有料化となり、受益者負担が2,000円から5,000円の増となることから、負担軽減と消費電力の節減とCO<sub>2</sub>の削減を図るため、地元管理分2,197基分を合わせて現在の補助金交付要綱一部改正を行い、LED化を進めようとするものでございます。なお事業期間は今年度から4年間程度を計画し順次実施していきたいと考えております。また、ふるさと応援寄附金の活用策として備品購入を予定しておりましたが、ふるさと応援寄附金活用事業補助金要綱の整備により支出費目の変更を行う

ものでございます。11目の行政情報処理費は1,011万2,000円の増額でございます。主なものは電算システム更新に伴う契約内容の見直しによる支出費目の変更と、20ページ、21ページをお願いいたします。無線アクセス管理運営費が976万5,000円の増額でアクセス機器更新に伴う工事請負費を計上するものでございます。12目の自治振興費は1,092万7,000円の増額でございます。主なものは自治振興推進事業費の補助金で今年度コミュニティ助成事業に採択された地区への助成金580万円の追加、また外郭団体等運営指導事業費の神楽門前湯治村駐車場法面災害復旧に係る経費451万5,000円を追加するものでございます。2項の徴税费1,068万2,000円の増額は、職員人件費の調整と2目の賦課徴収費の地方税電子申告に係る業務委託料の追加でございます。22ページ、23ページをお願いいたします。3項の戸籍住民基本台帳費から6項の監査委員費までは職員人件費の調整と国勢調査費の事業費確定に伴う費目の組み替えでございます。

3款の民生費、1項の社会福祉費、1目の社会福祉総務費183万6,000円の増額は、一般職員人件費と国保特別会計の職員人件費に係る繰出金の調整でございます。3目の老人福祉費は596万4,000円の増額でございます。在宅福祉事業費は新規県委託事業の認知症に優しい地域づくり推進事業に係る研修会等の開催経費279万9,000円の追加と、24ページ、25ページをお願いいたします。介護保険特別会計、介護サービス特別会計の職員人件費に係る繰出金の調整が主なものでございます。6目の人権推進費236万5,000円の増額は、多文化共生推進事業に係るアンケート作成及び研修会やシンポジウム開催経費の追加が主なものでございます。7目の人権会館費873万7,000円の増額は、職員人件費の調整と電気代等の施設維持管理経費の追加でございます。8目の社会福祉施設管理費198万7,000円の増額は、26ページ、27ページにお進みください。ふれあいプラザ戸島進入路工事費及び高宮福寿荘の雨漏り修繕費の追加でございます。2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費666万円の増額は、県費補助の地域子育て創生事業費の増額に伴い、子育て支援マップ、子育てガイドブック作成業務委託料と幼児トイレ、ベビールームの整備工事費等を追加するものでございます。2目の保育所費1,243万円の減額は、職員人件費の調整と公立保育所の施設修繕改修経費と県費補助事業の地域子育て創生支援事業による公立保育所及び市立保育園の感染予防器具、遊具整備に係る備品購入費を追加するものでございます。3目の児童手当費1億8,960万6,000円の減額は、子ども手当支給事業に係る児童手当給付費を子ども手当費へ支出種目変更が主なものでございます。28、29ページをお願いいたします。5目の児童福祉施設費425万7,000円の増額は、向原児童館のエアコン洗浄手数料と放課後児童クラブの施設改修工事費及び感染予防備品購入費の追加、またファミリーサポート事業の24時間サポート体制拡充に伴う運営委託料の追加でございます。6目の子ども手当費1億9,405万8,000円の増額は、児童手当給付費から子ども手当支

給該当分を支出費目の変更を行うものでございます。

4款の衛生費、1項の保健衛生費、1目の保健衛生総務費662万7,000円の増額は、職員人件費の調整と産科・救急医確保支援事業の見込件数の増による医療機関への負担金の追加が主なものでございます。2目の健康づくり推進事業費470万円の増額は、国の通達により平成17年度から日本脳炎予防接種を控えておりましたが、積極的勧奨を行うこととなり差し控えた対象者の対応に伴う委託料の追加が主なものでございます。3目の保健センター費285万7,000円の増額は、30ページ、31ページをお願いいたします。甲田・向原保健センター及びふれあいセンターこうだの雨漏り修繕経費の追加が主なものでございます。4目の環境衛生費473万3,000円の減額は、資源回収団体の増加による回収機器の不足と太陽光発電システム及び飲料水供給施設整備の補助申請件数の増に伴う消耗品補助費の追加、また職員人件費の調整に伴う浄化槽整備事業特別会計及び簡易水道事業特別会計への繰出金の調整でございます。5目の診療所費90万円の増額は、川根診療所の廊下手すり等の改修費と北生診療所のレントゲン装置の処分手数料を追加するものでございます。6目の火葬場費200万円の増額は、蓬萊苑の修繕費を追加するものでございます。2項の衛生費、2目のし尿処理費17万9,000円の増額は、職員人件費の調整でございます。3目のし尿処理施設建設費は地元集会所建設に伴う支出費目を補償費へ組み替えるものでございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。

○藤井議長 説明の途中でございますが、この際13時まで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 午前中御説明の中で1カ所数字の訂正をお願いしたいと思います。

14ページの歳入の中の市債でございますが、臨時財政対策債の補正額の数値の説明を1億67万円と説明したところですが、正しくは1億670万円が正しい数字でございます。訂正を申し上げます。よろしく申し上げます。

それでは引き続き32ページ、33ページをお願いいたします。6款の農林水産業費、3目の農業振興費2,303万2,000円の増額でございます。農地保全対策事業費660万円の増額は、申請件数の増に伴う有害鳥獣対策補助金の追加でございます。集落営農支援事業費519万8,000円の増額は、県補助の経営体育成交付金事業の新規採択に伴います経営規模拡大による大型農機具等整備補助金を計上するものでございます。米の需給調整事業費249万3,000円の増額は、補助事業費の増に伴い水田台帳整備業務

委託料等の経費を追加するものでございます。地産地消推進事業費358万4,000円の増額は、広島県野菜価格安定資金協会負担金の追加と地域産業ブランド化推進事業費の採択に伴う補助費の追加でございます。34ページ、35ページをお願いいたします。生産条件整備事業費80万円の増額は、パイプハウス建設補助申請件数の増による補助費の追加でございます。農業振興施設管理運営費269万9,000円の増額は、川根柚子加工所等の修繕料の追加が主なものでございます。4目の畜産振興費151万6,000円の増額は、県費補助の口蹄疫緊急対策事業に係る野生動物侵入防止柵設置や消毒機械整備補助金の追加と美土里町・高宮町堆肥センター樹木伐採手数料の追加が主なものでございます。5目の農村整備費1,962万1,000円の増額は、簸の川かん排修繕工事経費の追加と申請件数の増に伴う地域農道リフレッシュ事業補助金1,550万円の追加が主なものでございます。2項の林業費、1目の林業総務費410万円の減額は、職員人件費の調整でございます。2目の林業振興費254万円の増額は、36、37ページに移ります。森林整備加速化・林業再生事業費の追加割り当てによる森林整備補助金を追加するものでございます。3目の治山事業費4,393万5,000円の増額は、市内16カ所の小規模崩壊地復旧事業費に係る追加のものです。

7款の商工費、1項の商工費、1目の商工総務費367万9,000円の減額は、職員人件費の調整でございます。2目の商工業振興費177万8,000円の増額は、八千代フォルテの施設修繕費の追加と企業立地奨励金の審査による変更が主なものでございます。3目の観光費57万8,000円の増額は、フォトコンテスト委員会の開催回数増による委員報酬の追加と八千代琵琶ヶ池キャンプ場及び美土里ほととぎす遊園の施設改修費の追加でございます。

38、39ページをお願いいたします。8款の土木費、2項の道路橋梁費、2目の道路維持費230万円の増額は、市道の除草業務委託料の追加でございます。3目の道路新設改良費は県委託県道改良事業、市道改良事業の中で事務費の交付対象経費の支出費目を組み替えるものでございます。40ページ、41ページをお願いいたします。4項の都市計画費、1目の都市計画総務費と2目の公共下水道費の減額は、職員人件費の調整と特別会計の職員人件費に係る繰出金の調整でございます。5項の住宅費、1目の住宅管理費85万円の増額は、職員人件費の調整が主なものでございます。2目の市有住宅管理費1,692万5,000円の増額は、主要地方道吉田邑南線歩道改築に伴う郡山住宅プロパン庫等の移転工事費用のふろ、トイレ等の屋内改修費用の追加が主なものでございます。3目の住宅建設費141万3,000円の減額は、地域住宅交付金事業に係る事務費対象経費の支出費目を組み替えるものでございます。

42ページ、43ページをお願いいたします。9款の消防費、1項の消防費、1目の非常備消防費616万円の増額は、職員人件費の調整と3次ストレス講習会等参加旅費及び非常用自家発電機修繕費用の追加が主なものでござ

ざいます。3目の消防施設費は558万円の増額でございます。消防施設管理費は56万円の増額と消火栓の修繕費等の追加でございます。また、消防施設整備事業費は502万円の増額で吉田第5分団詰所の水洗化に伴う経費及び来年度整備予定箇所の設計委託料の追加が主なものでございます。4目の災害対策費529万7,000円の増額は、7月14、15日の災害警戒に従事した職員の時間外手当と車両排水ポンプの借上料及び原材料費の追加でございます。

10款の教育費、1項の教育総務費、1目の教育委員会費4万6,000円の増額は、教育委員の交代に伴う制度上の報酬11カ月分の追加でございます。2目の事務局費は445万2,000円の増額でございます。これは職員人件費の調整と、44ページ、45ページをお願いいたします。小学校への寄附金による図書及び書架の購入経費200万円、また歯科検診実施回数増による謝礼の追加が主なものでございます。3目の学校教育振興費は340万9,000円の増額でございます。学力向上推進事業費は国費の学力の把握調査研究委託事業の指定に伴う謝礼、印刷製本費等の追加でございます。特色ある学校づくり事業費は、地域人材を活用した伝統音楽理解のため全中学校で実施する邦楽コンサートに係る謝礼等を追加するものでございます。特別支援教育推進事業費は、対象児童1名の増に伴う教育介助員1名配置に係る報酬の追加でございます。国際理解教育推進事業費は、外国語指導助手配置業務委託料の契約締結による予算整理でございます。体験活動推進事業費は、県費の山・海・島体験活動推進事業の指定に伴う謝礼等の追加でございます。46ページ、47ページをお願いいたします。生徒指導推進事業費は、適応指導教室の在籍生徒数8名増に伴う指導員の増員に係る報酬の追加が主なものでございます。2項の小学校費、1目の小学校管理費34万7,000円の増額は、県委託事業の児童演劇鑑賞等の追加によるバス借上料を計上するものでございます。5項の社会教育費、1目の社会教育総務費395万6,000円の減額は、職員人件費の調整のほか甲田公民館の卓球台購入費及び処分費等の追加でございます。8目の国際交流費は参加者の不足によるシンガポール派遣の中止に伴い100万円を減額するものでございます。9目の文化芸術振興費1,334万5,000円の増額は、文化センター運営事業費の美土里生涯学習センターまなびの自家発電設備と非常用放送設備整備費用の追加と、48、49ページをお願いいたします。歴史民俗博物館運営事業費の高田郡図修繕費の追加が主なものでございます。6項の保健体育費、1目の保健体育総務費780万5,000円の増額は、職員人件費の調整でございます。3目の学校教育費179万4,000円の増額は、職員人件費の調整と調理員の病気休暇延長に伴う代替賃金の追加が主なものでございます。

11款の災害復旧費、1項の農林水産施設災害復旧費、1目の農地災害復旧費2,702万2,000円の増額は、梅雨前線豪雨による被災箇所の災害復旧費を追加するものでございます。2目の農業用施設災害復旧費1億1,978万2,000円の増額は、被災箇所の災害復旧費を追加するものでございま

す。50ページ、51ページをお開きください。3目の林業施設災害復旧費1,626万7,000円の増額は、被災箇所の災害復旧費を追加するものでございます。2項の土木施設災害復旧費、1目の公共土木施設災害復旧費3億655万円の増額は、梅雨前線豪雨による被災箇所、河川31件、道路16件の査定箇所等に係る災害復旧費を追加するものでございます。

4ページのほうにお戻りをお願いいたします。地方債補正でございしますが、特別会計への繰出債を39万円増額して1億8,150万円に、臨時財政対策債を1億670万円増額して12億5,670万円に、災害復旧事業債を1億3,520万円追加し、補正後の借入限度額を44億4,620万円とするものでございます。以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

12番 秋田雅朝君。

○秋田議員 1点ほどお伺いいたします。事項別明細書の34ページ、35ページの地域農道リフレッシュ事業助成金についてでございます。この事業は浜田市長さんになられてから取り組まれた事業でございます。それから市民の方に大変好評を得ているというふうには私は認識いたしております。それでこれ当初予算1,000万円の予算計上をされて4月30日までに今年度の事業について申請の数を集計された中でお伺いしたのが、たしか65件ぐらい申請があったというふうにお伺いしたと思います。今回1,550万円の補正予算ということでございますが、ここの予算の計上の部分で申請件数に対して、これが全部充足できるものなのかどうなのかというところを1点ほどお伺いいたしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。産業振興部長 大野逸夫君。

○大野産業振興部長 今年度のリフレッシュ交付金について御質疑をいただきました。4月30日時点で65件、事業費では3,001万9,000円でございます。今年度予算は1,000万円でございますが、これでいきますとかなりの額がオーバーするということとなりますが、精査をした結果、要綱と照合して申請内容に適さないもの、あるいは本人が取り下げたもの等がございまして、最終的には55件ということになりました。20件についてはこの1,000万円で整備をいたしまして、残り35件を今回の補正1,550万で整備をすれば今年度申請あったものについては、クリアできるというふうに考えております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

14番 青原敏治君。

○青原議員 50、51ページのところの林業施設災害復旧費ですね、これの内訳をお聞きしたいんですが、額がかなり少ないように思うんですが、林道なんかかなり逃げとるじゃなかろうかというふうに思うんですが、そこらあたりひとつ御説明をいただきたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。産業振興部長 大野逸夫君。

- 大野産業振興部長 林業施設の災害復旧でございますが、基本的には今回の本債とそれから単独債、本債にかかわるものが3路線、単独債にかかわるものが6路線ということで、ここにありますように総事業費としては1,626万7,000円の中で工事ができるものと見ております。路肩の補修や側溝の修繕、特に路肩の補修が多うございまして、吉田町、八千代町、甲田町、向原町等の林道の補修を上げているものでございます。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
14番 青原敏治君。
- 青原議員 今答弁いただいたんですが、9路線ということなんですが、この金額でできるのかどうか、かなりひどいところもあると思うんですね。直すとなればもう少し、今後の手入れ等も考えながら修理をしていただきたいと、補修していただきたいと思うのですが、そこらの考え方を少し。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。産業振興部長 大野逸夫君。
- 大野産業振興部長 安芸高田市内の林道につきましては、今回の災害それから昨年から上げてきたもの、あるいは今回9月に発注するもの、きめ細かな臨時交付金等で発注するもので集計をして、さきの臨時議会でも提案をして可決をいただいたもの等で全体的には整備は済むと考えております。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
16番 入本和男君。
- 入本議員 33ページの地産地消推進事業の350万円ですが、これの内容が少しわかれば説明をお願いしたいと思います。  
それから35ページの先ほどの同僚議員の農道整備事業でございますが、この中に調べてみると市道があるんですね、農道リフレッシュ事業に同等のような形のもの。やはりこれも単市でやられる事業なので、あわせて市道ですから逆にどちらかと言えば個人の財産よりか市の財産でするので義務的に発生すると思うのですが、そのあたりはどのように考えておられるのか、方向性をお願いしたいと思います。  
それから47ページになりますけど、生徒指導推進事業の中で8名の増、生徒がふえたということですが、その8名の増の内容についてどのような状態かお知らせを願いたいと思います。  
また同じページでございまして、国際交流事業でございますが、シンガポールをこのたび中止されたという形でございますが、今後の扱いはどのようにされる方向性であるのか伺います。  
それから最後にもう1点、49ページの歴史民俗博物館事業でございますけど、これとは直接関係ないかもわかりませんが、現在甲田の資料館も倉庫改善とか2階の事務所、まだ私ども開館してないので見たことはないのですが、旧施設は余りいい状態でないので、今後旧資料館の施設をどのように計画をされておるか、これにあわせて伺うものでございます。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

産業振興部長 大野逸夫君。

○大野産業振興部長 33ページの地産地消推進事業費358万4,000円の内訳ですが、一番下にありますように地域産業ブランド化推進事業補助金、新規に採択を受けたものが350万円でございます。これは21年度も採択を受けたものでございまして、財団法人地域総合整備財団からの交付金を受けて事業を実施するものです。安芸高田市地域振興事業団を事業主体にして、地域産業ブランド化のための基本調査を行ったり、資源の発掘や特に21年度は竹炭の関連商品、あるいは特別栽培米、栽培期間中の農薬の不使用を使った商品化、実験販売を行ったところでございます。これを22年度においても申請を上げて新たに採択になったもので、350万はそのまま安芸高田市地域振興事業団で使用していただくものでございます。

次に農道リフレッシュ事業の中に市道があるということでございますが、基本的には宅地への進入路を中心に整備をしてきたものでございます。それは各支所の会議を含めて現在までまとめたものでございます。私のほうからは以上でございます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

教育次長 田丸孝二君。

○田丸教育次長 適応指導教室の関係でございますけれども、現在不登校の子どもが18名おりまして、そのうち10名の子どもが旧丹比小学校にあすなろ学級ということでそういった子どもたちが通ってくる施設を設けておりますが、そこに通学をしてくるという形で、いわゆる学校に登校していくまでの間ですね、中間的な施設として運営しているものでございます。この子どもたちの状況でございますけれども、中学生の子どもが8名、小学生が2名ということで計10名という中身になっております。

それからシンガポールでございます。海外派遣であります。今年度残念ながらシンガポールは非常に人数が少ないということで団をいわゆる結成をしてという状況ではございませんでしたので中止をさせていただきました。シンガポールの場合は滞在日数が少ないということもあって、子どもたちの海外の状況を見聞するという点においては一定の価値はございますけれども、しっかり交流をし、または語学中国語学はどのようになっているのかということを含めて勉強してくるということにおいては少し魅力が少ないのかなという思いもしております。今後でございますけれども、これは来年度予算の編成の中でしっかり議論をしてみたいと思っております。

次に、旧甲田の資料館の扱いでございます。既に雨漏り等も相当ひどくなっておりますので、このまま放置をしておくということにはならないだろうというふうに思っています。教育委員会としましては、基本的には撤去して駐車場で活用したいという地元の御要望等もございますので、そういった方向で検討してまいりたいと考えておりますけれども、財源等の問題もございますので、市長部局としっかりとした協議をしてみたいと思っております。以上であります。



○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 リフレッシュ関係の件ですが、宅地への進入路を重点にしておるということは重々わかってるわけですが、そういう中に市道があるんですよね。我々の地域も年に一度、9月の第1日曜日ですか、市道の管理で市のほうから砂利をいただいて整備しているところがあるわけなんです。ほとんど舗装してもらってるから少なくなっただんですが、そういう地域もまだあるわけでございます。それが市道ですね。そうすると本来なら市道は市の管理ですから当然市として前向きにしなければいけないと思うんですが、そういう市道の未整備の地域はどのような形で今後やられるのか、またその計画はないのか。宅地への進入路等も絡んでおるのでできたらリフレッシュ事業の中に入れていただければ非常にありがたいと思うのですが、対象が個人のものと言われればそうかもわかりませんが、そのあたりの検討が回答がなかったので今後、申請したが市道だっただめだったというところがありますので、その点の回答をお願いしたいのと、それから先ほど生徒指導の不登校の原因ですが、これは個人的なものかいじめによるものか、そのあたりの分析をどのようにされているのか伺うものでございます。

またシンガポールの件ですが、これはやっぱり相手国があることですので向原が発祥の地というふうに聞いてるわけですが、その点を対外的にも安易に扱うことはできないのではないかと思うんですが、そのあたりを含めて内容を変更してでも続けるものか、やはりこの際はっきりした回答を出すのか、そのあたりの方向性、審査されると言われましたのであえて聞く必要はないかと思いますが、やはり国際交流というものは現在学校でも英語の教育の現場として体験する意味におきましては、ニュージーランド一本で行くのか、やはりこうしたショートステイ等でシンガポールでもショート体験をさせていくのか、そのあたりを明確にして教育の場とまた国際交流と多文化共生とかいろいろ市の方向性もありますので、その点について再度伺うものでございます。

○藤井議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時29分 休憩

午後 1時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

副市長 藤川幸典君。

○藤川副市長 ただいまの質問でございますが、市道で家があるというところは私はほとんど舗装は済みと思っておるわけで、議員の御指摘でございますが、どちらも市ですからね、世間の常識でこれならというところはぜひとも

現地調査してそれぞれ担当課のほうで対応したいと思いますので、あと御指導のほどよろしく願いいたします。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

教育次長 田丸孝二君。

○田丸教育次長 適応指導教室の生徒のこうした不登校になった原因等でございますけれども、私どもが把握している状況の中ではいじめであったりとか、そういった生徒間同士のトラブルによって不登校になってるという現状はないというふうに把握をしております。自閉症の子どもであって特別な支援が必要な子どもであったりといろいろございますけれども、そういう学校での原因ということはないというふうに把握をしております。

それからシンガポールの関係でございますが、御指摘のとおりシンガポールからの子どもさんも来られるということもございますので、私どものところで一方的にということにはならないというふうに思っております。ただ最初にお答え申し上げましたとおり、どうしても宿泊の日数が少ないということ、シンガポールは非常に長いわけでありまして、そこらあたりもやはり旧町時代から引き継いだ事業の性格の差、これはやはり今の子どもたちにとってどのように映ってるのかというのをしっかり検証もしていかないといけないだろうというふうに思っております。そういった意味でまた予算編成等も始まってまいりますので、どのようにするかということにつきましてははっきり議論してまいりたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第81号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第82号 平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○藤井議長 日程第27、議案82号「平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計補

正予算（第1号）」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第82号「平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万円を追加し、予算の総額を35億3,588万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金99万1,000円、県支出金23万1,000円、療養給付費等交付金700万円、連合会支出金25万円をそれぞれ追加し、繰入金583万2,000円を減額するものであります。歳出につきましては、保険給付費700万円、保健事業費89万3,000円、諸支出金3万3,000円をそれぞれ追加いたし、総務費528万6,000円を減額するものであります。以上、慎重に御審議を賜り適切なる議決をいただきますようお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて担当部長より要点の説明を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 それでは議案82号「平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきまして要点の御説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、4目特定健診等負担金、2節過年度分23万1,000円の増額は、平成21年度特定健康診査等事業実績に基づき補助金の確定によるものでございます。続いて2項国庫補助金、3目国民健康保険出産育児一時金補助金、1節国民健康保険出産育児一時金補助金76万円の増額は、追加の補助金の決定によるものでございます。

4款県支出金、1項県負担金、2目特定健康診査等負担金、2節過年度分23万1,000円の増額は、平成21年度特定健康診査事業実績に基づき確定したものでございます。

5款療養給付費等交付金700万円の増額は、退職被保険者の保険給付費の増額に伴うものでございます。

次に7款連合会支出金、1項連合会補助金25万円の増額は、特定健診勧奨支援事業補助金でございます。

次に10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金533万9,000円の減額は、歳出の一般職員人件費の減額に伴うものでございます。同じく2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金49万3,000円の減額は、歳入歳出の調整による繰入金の減額でございます。

続いて歳出でございます。10ページ、11ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費528万6,000円の減額は、人事異動に伴う一般職員人件費533万9,000円の減額及び国保システム保守委託料5万3,000円の増額でございます。

次に2款保険給付費、2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費、19節負担金補助及び交付金700万円の増額は、歳入で申しました高額療養費の件で、支給件数及び支給額の増額によるものでございます。

8款保健事業費、2項保健事業費、1目保健衛生普及費、13節委託料75万8,000円の増額は、国保連合会医療費通知作成料60万円及び健康データ分析ソフトの年間保守料15万8,000円でございます。同じく19節負担金補助及び交付金13万5,000円の増額は、健康づくり・生きがいづくり推進事業助成金でございます。

次に11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、23節の償還金利子及び割引料3万3,000円の増額は、平成19年度調整交付金の精算に伴う返還金の増額でございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第82号「平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第28 議案第83号 平成22年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第1号)

○藤井議長 日程第28、議案第83号「平成22年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君

○浜田市長 議案第83号「平成22年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第1号)」について提案理由の御説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ277万7,000円を追加し、予算の総額を303万4,000円とするものであります。

歳入につきましては支払基金交付金1,000円、繰越金277万6,000円をそれぞれ追加するものであります。歳出につきましては諸支出金277万7,000円を追加するものでございます。慎重に御審議を賜り適切なる議

決をいただきますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
続いて担当部長から要点の説明を求めます。
福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 それでは議案第83号「平成22年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第1号）」につきまして要点の御説明を申し上げます。

本案は、諸支出金の事業確定に伴い国県支払基金等の精算事務に伴うものでございます。まず歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目審査支払手数料交付金、2節過年度分1,000円でございますが、これにつきましては平成21年度分の事務費に係ります支払基金交付金の精算分でございます。

次に5款繰越金277万6,000円は平成21年度分の繰越金でございます。

続いて歳出でございますが、10ページ、11ページをお願いいたします。3款諸支出金、1項償還金、1目償還金、23節償還金利子及び割引料125万4,000円につきましては、平成21年度分の療養費に対します国県の負担金の精算に伴う返還金でございます。続いて同じく2目還付金152万3,000円は、平成21年度分の療養費に対します社会保険診療報酬支払基金への精算に伴う返還金でございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第83号「平成22年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 議案第84号 平成22年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○藤井議長 日程29、議案第84号「平成22年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。  
議案の朗読は省略いたし提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第84号「平成22年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,584万8,000円を追加し、予算の総額を36億4,501万2,000円とするものであります。

歳入につきましては国庫支出金72万9,000円、県支出金484万7,000円、繰入金132万4,000円、繰越金894万8,000円をそれぞれ追加するものであります。歳出につきましては総務費73万2,000円、地域支援事業費79万2,000円、諸支出金1,432万4,000円をそれぞれ追加するものであります。以上、慎重に御審議を賜り適切なる議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 議案第84号「平成22年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきまして要点の御説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。歳入でございますが、3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金52万9,000円は、平成21年度精算による過年度分補助金の歳入でございます。4目国庫補助金20万円の追加につきましては、歳出の生活介護サポーター養成事業20万円の増額に伴い国庫補助金、補助率10分の10を追加するものでございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金475万8,000円は、精算による過年度分県負担金の追加歳入でございます。3項県補助金、2目地域支援事業交付金8万9,000円は、精算による過年度分補助金でございます。

8款繰入金、2項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金59万2,000円は、歳出の地域支援事業の人員費相当額を一般会計から繰り入れるものでございます。4目その他一般会計繰入金73万2,000円は、歳出の総務管理費に係る額を繰り入れるものでございます。

9款の繰越金894万8,000円は、平成21年度の国県支払基金の精算を行い、過年度分の国県支出金を充当し不足額を繰越金で精算するものでございます。

次に歳出でございます。10ページ、11ページをお願いいたします。1款総務費73万2,000円は、職員人件費の補正及び職員の病気休暇に伴う臨時職員賃金の増額でございます。

4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目一般管理費59万2,000円は、事業費対応人件費の補正でございます。6目任意事業費20万円の増額は、生活介護サポーター養成事業の委託料、養成研修ガイドライン作成や研修講師及びテキスト等の事務費増に伴う補助事業でございます。

6款の諸支出金は、平成21年度の介護給付費等の額が確定し、国県支

払基金の超過交付額1,432万4,000円を返還するものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第84号「平成22年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第1号)」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第30 議案第85号 平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第1号)

○藤井議長 日程第30、議案第85号「平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。
議案の朗読は省略いたし提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第85号「平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第1号)」についての提案理由の御説明申し上げます。
本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万1,000円を追加し、予算の総額を4,763万6,000円とするものでございます。
歳入につきましては繰入金151万1,000円を追加するものであります。
歳出につきましては総務費151万1,000円を追加するものであります。慎重に御審議を賜り適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
続いて担当部長から要点の説明を求めます。
福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 議案第85号「平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第1号)」につきまして要点の御説明を申し上げます。
補正予算書8ページ、9ページをお願いいたします。歳入でございますが、2款の繰入金、1項の一般会計繰入金、1目一般会計繰入金151万1,000円の増額は、職員給与費に伴う一般会計からの繰入金の増でござ

います。

続きまして歳出でございます。10ページ、11ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費151万1,000円の増額は、介護サービス特別会計所管職員の人件費の増額でございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思えます。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第85号「平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第1号)」の件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
この際14時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時56分 休憩

午後 2時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第86号 平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○藤井議長 日程第31、議案第86号「平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第86号「平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ894万1,000円を減額し、予算の総額を5億496万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、市債200万円を追加し、国庫支出金400万円、繰入金694万1,000円をそれぞれ減額するものであります。歳出につきましては、施設費60万4,000円を追加し、総務費954万5,000円を減額するも



のであります。また地方債の補正につきましては、その借入限度額を1億2,930万円と定めるものであります。慎重に御審議をくださり適切な議決をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 議案第86号「平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の要点の御説明をいたします。

補正予算書の事項別明細書の10ページ、11ページをお願いいたします。歳入でございますが、3款の国庫支出金、1項の国庫補助金、1目の公共下水道事業国庫補助金で400万円の減額をしております。これは事務費が補助対象外となったため減額するものでございます。

次に4款の繰入金、1項の他会計繰入金、1目の一般会計繰入金で694万1,000円の減額につきましては、一般管理費、施設管理費、施設建設費の補正に伴い繰入金を減額するものでございます。

7款の市債、1項の市債、1目の公共下水道事業債で200万円の追加につきましては、事務費を起債対象とするため増額をお願いするものでございます。

次に歳出の12ページ、13ページをお願いいたします。1款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費で954万5,000円の減額につきましては、一般職員人件費の組み替えによる減額、27節の公課費の増額は平成21年度の下水道管布設工事を平成22年度へ繰り越したため、消費税の納付額が増加することによるものでございます。

2款の施設費、1項の施設管理費、1目の施設管理費につきましては、13節の委託料、浄化センター維持管理業務の減額及び浄化センターの水質分析業務による減額でございます。浄化センター放流管、放流渠及び雨水渠しゅんせつ業務の工事費からの組み替え、14節の使用料及び賃借料のマンホールポンプ制御盤設置に係る土地の借上料の増額、15節の工事請負費で浄化センターの自動除塵機かき上げチェーン修繕工事費の増額などにより60万4,000円の増額をお願いするものでございます。以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員 歳入の国庫支出金について伺いますが、事務費が補助費対象にならないと言われたんですが、今までこういう経緯があったのかどうか。なぜ予算の見積りの国庫支出金の中でそういう状況が起きたのか伺うものでございます。

それから先ほどの浄化センター委託料の75万5,000円と水質委託料の144万1,000円の減額理由について、減額しただけじゃわからんので、なぜしたか、なぜなったかお願いします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 事務費につきましては、本年度から国の施策により事務費が対象外となったため減額するものでございます。  
それから委託料の浄化センター維持管理業務の減額でございますが、これは入札に伴います減額でございます。水質分析の業務の関係も入札による減額でございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
16番 入本和男君。

○入本議員 この2件の入札時期はいつでございますか。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時17分 休憩

午後 2時23分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 契約につきましては4月1日で契約をしております。以上でございます。

○藤井議長 16番 入本和男君。

○入本議員 4月に契約したものが9月定例に出すというのは、本来なら事務的には6月定例があるわけですね、そこで補正するのがベターだと思う。

それで日にちだけ聞いたら、本来答弁者は何者でどのようにしてどうしましたぐらいは答弁するのが基本だろうと思うんですが、この浄化管理委託と水質委託の入札業者は何者でなぜこの時期に、6月定例に出せなくて9月定例で補正したのかを含めて回答を。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時24分 休憩

午後 2時26分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
ただいまの質疑に対し答弁を求めます。建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 大変失礼いたしました。浄化センター維持管理の委託につきましては、市内業者3者で行っております。施設は17カ所でございます。それから水質分析委託の関係でございますが、10者で入札を行ったところがございます。

それからなぜ6月で補正をとということでございますが、6月補正につきましては緊急度のものということで、そういった方針でございますので、

今回補正をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第86号「平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計  
補正予算(第1号)」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第32 議案第87号 平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業
特別会計補正予算(第1号)

○藤井議長 日程第32、議案第87号「平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水
道事業特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。
議案の朗読は省略いたし提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第87号「平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別
会計補正予算(第1号)」についての提案理由を御説明いたします。
本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158万円を追加し、
予算の総額を6億2,930万3,000円とするものであります。
歳入につきましては、分担金及び負担金52万3,000円、繰入金280万
7,000円、市債170万円をそれぞれ追加し、国庫支出金350万円を減額す
るものであります。歳出につきましては、総務費309万5,000円を追加し、
施設費151万5,000円を減額するものであります。また地方債の補正につ
きましては、その借入限度額を1億460万円と定めるものであります。慎
重に御審議を賜り適切なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
続いて担当部長から要点の説明を求めます。
建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 議案第87号「平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別
会計補正予算(第1号)」の要点の御説明をいたします。
事項別明細書の10ページ、11ページをお願いいたします。歳入でござ
いますが、1款の分担金及び負担金、2項の負担金、1目の負担金で52万

3,000円の増額につきましては、県道改良工事に伴う向原中央浄化センター非常通報システム、公害通信ケーブル移設工事の県からの負担金でございます。

3款の国庫支出金、1項の国庫補助金、1目の特定環境保全公共下水道事業国庫補助金で350万円の減額につきましては、事務費が補助対象外となったため減額するものでございます。

4款の繰入金、1項の他会計繰入金、1目の一般会計繰入金で285万7,000円の増額につきましては、一般管理費、施設管理費、施設建設費の補正に伴い繰入金の増額をお願いするものでございます。

7款の市債、1項の市債、1目の公共下水道事業債で170万円の追加につきましては、事務費を起債対象とするために増額をお願いするものでございます。

次に歳出の12ページ、13ページをお願いいたします。1款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費で309万5,000円の増額につきましては、一般職員人件費の組み替えによる減額、27節の公課費の増額は、平成21年度の下水道管布設工事を22年度へ繰り越したため、消費税の納付額が増加することによるものでございます。

2款の施設費、1項の施設管理費、1目の施設管理費につきましては、11節の需用費の向原中央浄化センター非常用発電機蓄電池用触媒の修繕料の増額、13節の委託料の浄化センター維持管理業務の入札によります減額及び市内浄化センターの水質分析業務の入札による減額でございます。14節の使用料及び賃借料のマンホールポンプ制御盤設置に係る土地の借上料の増額、15節の工事請負費の向原浄化センター直流電源装置の蓄電池修繕工事及び県道改良事業に伴う非常用通信ケーブル移設工事の増額などにより151万5,000円を減額するものでございます。以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員 この国庫支出金の事務費の件ですが、ことしからそういう制度になったという、申請するときにそういう説明が事前にあったのか、それともなくてこういうふうになったのか、そのあたりはどのように把握しておられるのか。それと、このたびの委託料につきましても前回同様に前回の分が入札残が約900万円、今回ののが206万円になると700万の金が早く処理することによって転用ができたりとかするケースもあるんですよね。緊急を課すとか課さないとか、事務効率を上げるためにはそういう気持ちというんですか、総務のほうからそういう指示が出るのか、それとも自分の判断でやられるのか、そのあたりはどういうふうに我々はどういう入札残に関するものを、4月1日に契約ということは3月に入札してるわけですから、既にその時点で入札残が出てると我々は理解するんですが、そのあたりについての見解を御説明をお願いします。

- 藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
建設部長 河野正治君。
- 河野建設部長 事務費の補助対象外の件でございますが、新年度に入りまして確認をしたものでありまして、今回に及んだところでございます。また予算につきましては、総務企画部長さんのほうからお答えがあります。
- 藤井議長 引き続き答弁を求めます。
総務企画部長 清水盤君。
- 清水総務企画部長 この時点での補正予算ということでございます。おっしゃるような不用額部分についての有効な予算の執行ということも当然でございます。今年度の補正予算の対応につきましては、御質疑の中の6月補正については全体的な予算の執行状況の中で補正は実施をしております。当初予算の中で事業実施については執行してきておるということで、今年度につきましては今回の9月補正が全体的な人件費を含めまして予算執行状況についての調整を図った内容での補正予算ということを今回上程させていただいておるという状況でございます。当然、当初計画をしております予算を超えるような状況での事業実施ということになりますと、当然事業の実施が予算上できないということになりますので、そういったときには当然補正対応というような状況も生まれてくるわけでございますが、こういった実施状況によつての予算の残ということにつきましては、9月あるいは12月の時点で全体的な予算の調整の中で補正をしていくという手法をこれまでとってきておるということでございます。以上でございます。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
17番 今村義照君。
- 今村議員 ちょうど今総務企画部長が予算立てのことについてお答えでしたので、ちょっと繰入金のことについてお聞きしたいと思います。
この前の議案の中では、減額という形であったわけですが、今回は一般会計からの繰り入れによる歳入予算、そしてその下の市債との絡みでございまして、本質的に各事業によって繰り入れの限度額といえますか、そういった枠がお考えなのかどうか、そして市債による事業予算だけのメリットが果たしてあるのかどうか、そこら辺についてのお考えはいかがでしょうか。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
行政経営課長 武岡隆文君。
- 武岡行政経営課長 お尋ねの繰入金の関係でございます。まず公共下水道の特別会計でございますが、繰入金で694万1,000円の減でございます。これにつきましては、一般会計からの繰入債200万円、それと人件費の関係でございますが894万1,000円の減ということで差し引きで694万1,000円の減ということでございます。一般会計からの繰入債につきましては、地方債計画上過疎債を充当するというところでございますので、一般会計で借り入れ

て特別会計のほうに繰り出すという手続でございます。同様に特定環境の保全公共下水道事業につきましても同様の考えでございます。過疎債の一般会計からの繰出債が190万円、人件費相当が95万7,000円の285万7,000円の繰り入れということでございます。以上であります。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第87号「平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第33 議案第88号 平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

○藤井議長

日程第33、議案第88号「平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第88号「平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」について提案理由の御説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万6,000円を減額し、予算の総額を3億8,895万9,000円とするものであります。

歳入につきましては繰入金30万6,000円を減額するものであります。歳出につきましては総務費311万1,000円を追加し、施設費341万7,000円を減額するものであります。慎重に審議を賜り適切なる議決をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長

議案第88号「平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」の要点の御説明をいたします。

事項別明細書の8ページ、9ページをお願いいたします。歳入でござい

ますが、4款の繰入金、1項の他会計繰入金、1目の一般会計繰入金で30万6,000円の減額につきましては、一般管理費、施設管理費の補正に伴い繰入金を減額するものでございます。

次に歳出の10ページ、11ページをお願いいたします。1款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費で311万1,000円の増額は、一般職員人件費の組み替えによるものでございます。

2款の施設費、1項の施設管理費、1目の施設管理費につきましては、11節需用費の向原処理区内の浄化センター計測機器修繕、非常用発電機蓄電池取りかえ修繕、マンホールポンプ非常用発電機蓄電池取りかえ修繕、マンホールポンプ修繕料の増額、それから13節の委託料では浄化センター維持管理業務の入札による減額、それから水質分析業務の入札による減額、それから14節の使用料及び賃借料のマンホール及び下水道管占用に係る土地の借上料の増額、15節の工事請負費の甲田処理区の下水道管修繕工事の追加などにより341万7,000円を減額するものでございます。以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

16番 入本和男君。

○入本議員 水質分析委託料ですが、この3点見ても随分委託料が入札残になっているんですが、調査項目が違ったのか、それとも17者言われたんですかね。入札者をふやしたためにこういうふうに出たのか、こういう金額が出るのはどういう状態か、見積もりとこれだけの入札額は何%でしたか、落札額。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時47分 休憩

午後 2時52分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 安芸高田市内の浄化センター17カ所の水質分析業務につきまして、一括で入札をしております、それを各特別会計で案分をしておりますのでございます。それで入札率につきましては0.4ということになってます。40%ということになっております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第88号「平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第34 議案第89号 平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正
予算(第1号)

○藤井議長 日程第34号、議案第89号「平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第89号「平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)」について提案理由の御説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万4,000円を追加し、予算の総額を2億6,604万7,000円とするものであります。

歳入につきましては繰入金107万4,000円を追加するものであります。

歳出につきましては総務費107万4,000円を追加するものであります。慎重に御審議を賜り適切なる議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 議案第89号「平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)」の要点の御説明をいたします。

事項別明細書の8ページ、9ページをお願いいたします。歳入でございますが、6款の繰入金、1項の他会計繰入金、1目の一般会計繰入金で107万4,000円の増額は、一般管理費の補正に伴い繰入金の増額をお願いするものでございます。次に歳出の10ページ、11ページをお願いいたします。1款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費で107万4,000円の増額は、一般職員人件費の組み替えによるものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第89号「平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補
正予算(第1号)」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました

~~~~~○~~~~~

日程第35 議案第90号 平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予  
算(第1号)

○藤井議長 日程第35、議案第90号「平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計  
補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第90号「平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算  
(第1号)」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,639万  
3,000円を減額し、予算の総額を5億4,440万9,000円とするものでありま  
す。

歳入につきましては、分担金及び負担金180万円、諸収入100万円を追  
加し、繰入金1,919万3,000円を減額するものであります。歳出につきま  
しては、施設費640万円を追加し、総務費2,279万3,000円を減額するも  
のであります。慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますよう  
お願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 議案第90号「平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算  
(第1号)」について要点の御説明をいたします。

まず歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。1  
款分担金及び負担金、2項負担金、1目負担金180万円の増額は、吉田給  
水区における消火栓設置工事3カ所分の負担金を増額するものでござい  
ます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の1,919万3,000円  
の減額は、修繕工事費の増額分と職員給与費の減額分とを合わせた額で

減額するものでございます。

7款諸収入、2項雑入、1目雑入の100万円の増額は、高宮給水区川根配水池水位計が雷被害に遭ったものを建物火災共済保険の給付金として受け入れるものでございます。

続きまして歳出でございますが、10ページ、11ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,279万3,000円の減額は、一般職員人件費で、職員3名減に伴います職員給与費の減額でございます。簡易水道事業一般管理費では、水道窓口業務に係る委託料を負担金に費目の組み替えをするものでございます。

次に2款施設費、1項施設管理費、1目施設管理費460万円の増額は、八千代給水区大又配水管布設工事のほか、3件の工事請負を増額するものでございます。

2款施設費、2項施設管理費、1目施設管理費の180万円の増額は、吉田給水区における消火栓設置工事3カ所分の工事請負費の増額によるものでございます。以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員 このたびの人員費が随分下がって、先ほど部長さんは3名と言われたんですけども、4名の減になってるわけですね。このあたりは業務委託された関係でこうなったのか、これで業務支障はないのか、そのあたりをお願いします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 補正予算書の明細書で訂正の表を12ページの表が本日配られたと思いますが、比較で3名減となっておりますので御理解のほどお願いいたします。それと減に伴いますものは業務委託によるものでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第90号「平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。  
この際15時20分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時05分 休憩

午後 3時20分 再開

~~~~~○~~~~~

- 藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第36 議案第91号 平成22年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）

- 藤井議長 日程第36、議案第91号「平成22年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」の件を議題いたします。

議案の朗読は省略いたし提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第91号「平成22年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして既決予算額が2億5,257万円で、補正予定額798万7,000円を増額し予定総額を収入支出それぞれ2億6,055万7,000円とするものであります。

予算第4条に定めた資本的収入につきまして既決予定額は1億5,220万3,000円で、補正予定額1,600万円を増額し予定総額を1億6,820万3,000円とするものであります。資本的支出につきましては既決予定額は2億4,309万2,000円で、補正予定額2,500万円を増額し予定総額を2億6,809万2,000円とするものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,988万9,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額577万5,000円、過年度分損益勘定留保資金1,508万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金7,902万5,000円で補てんするものであります。

次に予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費、既決予定額3,161万1,000円に補正予定額650万8,000円を減額し予定総額を2,510万3,000円とするものであります。以上、慎重に御審議を賜り適切なる議決をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 河野正治君。

- 河野建設部長 それでは議案第91号の要点の御説明をいたします。補正予算書の10ページをお開きください。収益的収入の関係でございます。1款事業収益、1目固定資産売却益798万7,000円を増額しております。これは県の河川改修事業に伴う甲立浄水場移転事業の用地・物件移転補償契約に伴う売

却益に係るものでございます。

次に収益的支出でございますが、1款事業費の中の4目総係費におきましては、人事異動に伴います給料等職員給与費の組み替えをするものでございます。同じく6目の資産減耗費1,622万3,000円の増額は、甲立浄水場移転事業に伴う固定資産売却費に係るものでございます。次に同じく事業費の2項営業外費用でございますが、1目支払利息及び企業債取扱諸費の168万5,000円の増額は、平成21年度借入企業債、平成22年度分企業債利息に係るものでございます。

次に資本的収入でございますが、11ページをお願いいたします。1款資本的収入、1目の工事負担金1,600万円の増額は、下水道事業等に伴います水道管移設負担金の増でございます。

次に支出でございますが、1款資本的支出で1目の配水施設新設改良費2,500万円の増額でございますが、工事請負費としまして2,300万円、水道管移設工事に係るものでございます。また7節の負担金でございますが、水道移設に伴います工事負担金でございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第91号「平成22年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第37 請願第1号 特措法に基づく基金の早期創設と口蹄疫被害の全面補償を求める請願書

日程第38 請願第2号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願

日程第39 請願第3号 免税軽油制度の継続を求める請願

日程第40 請願第4号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める請願

○藤井議長 日程第37、請願第1号「特措法に基づく基金の早期創設と口蹄疫被害の全面補償を求める請願書」の件から日程第40、請願第4号「E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める請願」の件までの4件を一括議題とい

たします。

本定例会において本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりでありますので、所管の産業建設常任委員会に付託しましたから御報告を申し上げます。

~~~~~○~~~~~

日程第41 発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

○藤井議長 日程第41、発議第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 それでは地方財政の充実・強化を求める意見書につきまして提出理由を申し上げます。

地方財政の現状は、長引く景気の低迷による税収の落ち込みに加え、福祉施策の推進や生活関連社会資本の整備などへの公費負担の増加により大変厳しい状況にあります。申し上げるまでもなく安芸高田市におきましても例外ではありません。また深刻の度を増している経済状況で、地域の雇用確保、社会保障の充実など地方自治体が果たす役割はますます重要となっております。

こうした状況の中で、国は平成22年度予算において地方交付税が前年度比1.1兆円増加いたしました。三位一体改革で深刻な影響を受けた地方財政に対し、地方交付税の充実という地方の要望にこたえたものとして評価できるものであり、来年度予算においても本年度の予算規模を継続的に取り入れるなどの予算措置が必要であると考えます。このため平成23年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて国に対して地方財政の充実・強化を求め意見書を提出するものでございます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。なお提出理由につきまして、地方自治法第99条の規定に基づき提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第42 発議第4号 原爆「黒い雨」指定地域の拡大を求める意見書について

○藤井議長 日程第42、発議第4号「原爆『黒い雨』指定地域の拡大を求める意見書について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

19番 塚本近君。

○塚本議員 「原爆『黒い雨』指定地域の拡大を求める意見書について」提案理由を説明いたします。

国は昭和51年に広島原爆の黒い雨大雨地域を健康診断受診者証交付地域に指定いたしております。しかし、被爆者よりその地域指定は被爆の実相を反映していないとの声が出され、現在県、市町住民が一体となり地域拡大を求める要望が国へ行われております。県と広島市が平成20年度、21年度に行った調査結果では、黒い雨は国指定地域の約6倍の範囲にわたり、未指定地域住民は被爆者に匹敵する健康不良状態との報告がなされ、これに基づき今年7月に県広島市新降雨域の市町は連盟で指定地域拡大の要望書が国に提出されました。国は被爆の実相解明と高齢化する被爆者救済のため、早急に指定地域の拡大を実施されるよう議会として意見書を提出するものです。何とぞ議員の皆様方には御理解をいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより発議第4号「原爆『黒い雨』指定地域の拡大を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

○藤井議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
次回は9月13日午前10時から再開いたします。大変御苦労さまでございました。

午後 3時35分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員